

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の概要

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、高齢運転者標識表示義務違反に付する点数を定めた規定を削除する等所要の規定を整備することとする。

1 経緯

道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、必要となる政令の改正を行うもの。

2 内容

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の改正

高齢運転者標識表示義務違反に係る点数を定めた規定及び反則金の額を定めた規定を削除する。

(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第12号）の改正

(1)の改正に伴い、6月1日に施行される道路交通法施行令の一部を改正する政令の規定を整理する。

3 施行期日

改正法の公布の日（平成21年4月24日）